

## 令和元年度 第3回浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会会議録

1 開催日時 令和元年11月21日(木) 13:30～14:50

2 開催場所 市役所本館8階 第5委員会室

## 3 出席状況

委員 佐々木正和(ささきまさかず) 中村勝彦(なかむらかつひこ)  
丹下美幸(たんげみゆき) 安間清弘(あんまきよひろ)  
高林厚子(たかばやしあつこ) 岩淵元美(いわぶちもとみ)  
山口崇(やまぐちたかし) 渡辺東作(わたなべとうさく)  
杉江陽子(すぎえようこ)

事務局 こども家庭部: 金原部長、鈴木次長  
次世代育成課: 小田切課長、林グループ長  
子育て支援課: 小林課長補佐  
青少年育成センター: 加藤所長  
児童相談所: 鈴木所長、横井課長補佐  
幼児教育・保育課: 山本課長  
尾田幼児教育指導担当課長  
健康増進課: 小山課長  
学校教育部教育総務課: 野田就学支援担当課長  
齋藤学校・地域連携担当課長

欠席委員 横田みどり(よこたみどり)

4 傍聴者 1人(一般: 1人)

## 5 内容

《報告》

- (1) 令和2年度 浜松市放課後児童会運営委託化モデル事業の実施について  
(教育総務課)

《審議》

- (1) 第1期 浜松市子ども・若者支援プランの点検・評価について  
(平成30年度事業)  
(次世代育成課)
- (2) 第1期 浜松市子ども・若者支援プラン総括について

(次世代育成課)

(3) 第2期 浜松市子ども・若者支援プラン(案)について  
(次世代育成課)

6 会議録作成者 次世代育成課 管理・育成グループ

7 記録の方法 発言者の要点記録  
録音の有無 有・無

## 8 会議記録

1 開会

2 会長挨拶

3 議事

《報告》

(1) 令和2年度 浜松市放課後児童会運営委託化モデル事業の実施について

(齋藤担当課長)

(1) について説明

【質疑・意見】

(安間委員)

西区の放課後児童会は会費を保護者の負担とならない金額に抑えている。令和5年度に浜松市内で統一することになっているが、統一するにあたっては高い金額に合わせるのではなく、できるだけ保護者の負担が少ないようにしてほしい。

(佐々木委員)

放課後児童会はもともと開設時間が6時までということになっていたが、30分延長したのは保護者からの要望に依ってのことか。

(齋藤担当課長)

開設時間の延長は、保護者のニーズが大変多い。委託化により多額の委託料を市が負担することになる。会費については、適正な事業費を把握した上で総合的に判断していくが、開設時間について保護者の皆様の要望を取り入れて延長するなかで、応分の負担をお願いしていくことになる。

《審議》

- (1) 第1期 浜松市子ども・若者支援プランの点検・評価について  
(平成30年度事業)

(小田切課長)

- (1) についての説明

【質疑・意見】

(山口委員)

A4資料「4 課題への対応」の(2)について、「子育てに対して勤務先の理解や協力が得られる環境の整備」とあるが、ワークライフバランスは大事である。就労規則に育児休業制度が記載されていない事業所が36%あるという実態に驚いた。記載されてなくても労働者の権利として取得できる。それらを含めて対応策として勤務先への周知、啓発をしていくとのことだが、具体的にどのような取り組みをしているのか。

(小田切課長)

実際の取り組みとして市民部の男女共同参画のセクションになるが、優良な事業所に対しては表彰制度を設けて市長表彰をして啓発している。

(山口委員)

記載されていない事業所に対しては告知のみ行っているのか。

(小田切課長)

市として優良事業所に対して検証を行うと同時に、ワークライフバランスアドバイザーを事業所に派遣して啓発活動を行っている。記載のない事業所には記載していくようお願いしている。

(中村委員)

資料1 11ページに「地域型保育事業所の設置を促進」とあるが、全国的に保育士不足が深刻な状況となっていて浜松市も同様と思われる。ハード面の整備も大切ではあるが、ソフト面での対策をどう考えているか。

(山本課長)

具体的に新たな施策を実施するという事ではないが、現場の声を聞いた上でハード面・ソフト面の整備の両立を目指している。

《審議》

(2) 第1期 浜松市子ども・若者支援プランの総括について

(小田切課長)

(2) についての説明

【質疑・意見】

(佐々木委員)

目標値まであと0.2ポイントと、もう少しではあるが、目標に近づいたことはいいこと。次期計画では目標達成に向けて施策を推進してもらいたい。

(渡辺委員)

子供の貧困対策として立ち上がった学習支援事業が、タイトル的に修正されたのか。「子供の支援事業」の中に入っていたと思うが、立ち上げ当時、貧困家庭の子供向けの学習支援事業が、市内で何箇所か開催されたが、ひとり親家庭の子供たちではなく、むしろ一般の家庭の子供たちが参加している。障害のある子供は参加しているが、貧困対策としてスタートした学習支援事業が計画通りにいかないため、若干修正したのかを伺う。

(鈴木次長)

学習支援事業は、子ども・若者支援プランと関連のある「子どもの未来サポートプロジェクト」の貧困対策の計画に掲載しているが、関連があるため子ども・若者支援プランでもこのように整理をした。学習支援の事業としては貧困対策事業として進めていることは基本である。目標や目的が変わったということではない。基本は貧困家庭等の支援の実施である。

(金原部長)

最初にひとり親家庭の学習支援が始まったが、第1期プランの期間中(平成27年度～令和元年度)国の貧困対策が充実されてきたことによって、ひとり親家庭だけでなく対象が拡大された経緯がある。

(渡辺委員)

貧困家庭の保護者は所得を得るために働いている家庭が多く、会場までの送迎ができないなど、余裕がない。会場までの交通手段がない中であまり参加していない。ひとり親家庭・貧困家庭の子供は一つの会場あたり何人の子供が参加しているのか。所得水準の引き上げにより貧困家庭の利用率が少ないのではないかと考える。

(中村委員)

資料2 令和元年事業の資料25 ページ「その他事業の一覧」 54番は市立幼稚園教育研究・指導事業となっているが「事業シートの事業名」は「市立保育所管理運営事業」になっている。どのような事業のことか。

(山本課長)

内容を確認して回答する。⇒記載誤りのため訂正する。

《審議》

(3) 第2期 浜松市子ども・若者支援プラン(案)について

(小田切課長)

(3) についての説明

【質疑・意見】

(山口委員)

資料5 プラン案39ページ「量の見込みと確保の内容について」

1号認定子どもの量の見込みは、少子化と保育施設利用者の増大から今後減少していき、幼稚園の入園率が下がっていくと予想される。今後の問題の在り方として、幼稚園の小規模化がさらに進行している。特に公立幼稚園は山間部を除いて現在1園が30人以下の園が10園以上存在している。幼児教育は集団生活を通じて行うことが基本であり、多くの友達と関わり合う中で人と関わる力が育ちあう。近年、家庭や地域においても集団で育ちあう機会が少ない状況の中で、小規模化していく公立幼稚園で幼児教育の目的や効果が果たせるのか。子供の最善の利益を考えたうえで、見直していく必要があるのではないか。

資料5 32ページ「就学前における教育・保育を提供するための施設の整備状況」について「市立幼稚園・保育所の老朽化した施設は順次改修工事を行っていく」とあるが、園児数が減少している公立幼稚園の状況によって、全ての公立幼稚園の修繕・維持をしていくことに対して公共施設のマネジメントの観点から、適正配置を行っていく必要があるのではないか。

(山本課長)

1号認定子どもの数については、人口動態からみた推移ということで調整している。量の見込みはニーズ調査の結果を記載している。市立幼稚園の小規模化については、プランとは違う形で調整をしていく。施設整備の在り方も、今後の状況を見据えて整備していく考えである。

(山口委員)

資料5 37ページ「保育教諭・保育士の確保」のところで、保育教諭や保育士の人材確保の課題は当然だが、幼稚園も同様に幼稚園教諭の人材確保が課題となっている。10月から幼稚園が無償化になって預かり保育の利用者が増えた。そこに従事しているのは幼稚園教諭であり配置が必要となってくる。預かり保育のために新卒者を獲得するのは幼稚園では一般的ではない。安定的な保育を提供していくために、市としても幼稚園教諭の人材確保に取り組んでいただきたい。具体的な対策はあるか。

(山本課長)

幼稚園教諭も保育士も同様に必要数は確保すべきと認識しており、今後検討していく。

(山口委員)

国のメニューの中には保育士確保に対する助成メニューはあるが、幼稚園教諭に対してはないため、自力で確保しなければならない。これだけ利用ニーズも高いことも含めて独自の確保策を考えていただきたい。

(渡辺委員)

若者支援について、社会参加できない若者が非常に増えている。支援の在り方に難しさを感じている。かかわりを拒否している方が非常に多い中で、専門職のアウトリーチの手段もあるが、なかなか難しい。若者支援スーパーバイザーとはどのような資格の方が対応しているのか。

また、生活自立支援事業所として「つながり」という事業があるが、関わりはあるか。

(小田切課長)

スーパーバイザーは、相談関係で大学教授も含まれているが、各分野で研究を進めている専門的な方、開業医で心に支障をきたしている子供の対応されている方等に、浜松市が委嘱している。

青少年育成センターが相談窓口「わかば」を開設しており、様々な相談を受けている。若者支援地域協議会は実務者のほかスーパーバイザーの皆様も関わりながら、様々なケースに対応していく取組を進めている。

生活支援に係る相談の場合、「わかば」が「つながり」に繋いでいる。今後においても若者支援地域協議会を通して連携を図っていく。

(渡辺委員)

若者支援スーパーバイザーは専門的な知識を持つ方がその任にあたるということだが、相談の場に出向かなければならないのか。その立場の方がアウトリーチも兼ね備えていると理解してよいのか。

スーパーバイザーはひきこもりの人が相談に来たら応じる窓口のことか。かかわりを拒否している人にどのようなアプローチをするのか。ある程度社会参加できない人たちに手を差し伸べることが若者支援プランではないか。

(小田切課長)

スーパーバイザーはアウトリーチが専門ではないが、相談窓口では接触が困難な方もいる。ひきこもり、不登校など社会生活から隔離した方もいるため、そのような方を相談の場に出てもらえる取り組みを今後考えたい。ニーズ調査では潜在的に相談したくてもできない方のために新たなツールとして、SNS、LINE を活用してはどうかという意見もある。これらを視野に入れながら検討していきたい。

(渡辺委員)

専門知識を持った方は起動力を備えるべき。相談の場に来られたら応じるが、実際に当事者の所に出向いて相談業務を行わないのか。

(小田切課長)

若者支援地域協議会の会議の中では、アウトリーチの話題も議論されているため、会議の中でどのように施策を展開していくべきか議論の参考にさせていただきたい。

(佐々木委員)

ひきこもりサポートセンター「こだま」では、E-JAN という NPO 法人が関わっている。困りごとがあって、家から出られない子供に訪問事業をしているが、マンパワーの不足がありすべての方には対応できていない。最近ニーズが多く、今年は様々な事件があり、気に病んでいるご本人やご家族からの相談が増えている。「こだま」だけでは不十分ではあるが対応できれば良いと思っている。

(渡辺委員)

若者支援スーパーバイザーは浜松市として 1 人か 2 人くらいか。地域全体をフォローしていくには行政区に 1 人はいてほしい。CSW を配置して相談や関わりが発生している。そのような意味でスーパーバイザーは全区に配置してほしい。それなりの効果はある。計画は実のあるものとしてほしい。

(安間委員)

現状でも保育士が不足している状況の中で、10 月から保育料無償化が実施され、全国的な傾向として延長保育の希望者が多くなったと聞いた。これが更に保育士の負担につながっている。対応策はあるのか。

資料 5 93 ページにもあるように、発達障害の子供が増加傾向にある。発達障害児の対応は難しい部分があるが、このことについて対応は考えているのか。

(山本課長)

保育所等における延長保育は無償化の関係で希望者が増えているとは聞いていない。これまで通りオンデマンドの対応をさせていただく。現状において保育士は不足していることは無く、必要な保育士は配置されている。様々な状況でさらに処遇を改善したいという思いから保育士が欲しいということだと思っている。保育士の配置についてはそのようなご認識でいただきたい。

(野田担当課長)

資料 5 93 ページの特別支援教育の状況として、浜松市では発達支援学級で児童生徒数が年々増加している。毎年小中学校合わせて 10 校程度、知的、情緒学級が新設されている。既に開設済みの学校でも毎年 30 学級程度増加している。

担当できる教員を配置したり、施設面でも対応したりしているが、予想以上に増えているのが現状である。

(安間委員)

全国的な傾向として、無償化により金銭的余裕ができたことで延長保育を希望する保護者が増え、保育士の負担が増えたと聞いた。現状は保育士が確保されているとのことだが、

その傾向が増えていくと保育士の負担も増えるのではないか。そのような対策、対応を考えていただきたい。

(中村委員)

資料5 37 ページ(2)「提供のための取組み」で「小学校との連携体制を整える」とあるが、現状は小学校区内で保育園・こども園との接続ができていない。小学校から断られることもあると聞いた。できる限り全保育園・こども園が小学校との接続ができるよう市でも理解を深めていただきたい。

子育てしやすい目標を立てている中で、保育園・こども園において入園の基準は市内全体であり、入園希望をしても、振り分けられる形になっている。本来なら地域の保育園・こども園に入りたくても選考基準等でどうしても遠くの園に通うことになる方もいる。コミュニティ作りの中で、地域性を高めていく考えから、地域でつながっていく保育の中では、地域性も入園の規定に取り組みれば、今後小学校の接続や地域性の向上にもつながり、定着率も上がっていくのではないかと考えられる。

(山口委員)

資料5 39 ページの表のうち「確保の内容」については令和2年4月1日に表に記載の数値になっている計画と思われるが、32 ページ「就学前における教育・保育を提供するための施設整備状況」の3番目に、「令和3年4月に(中略)500人程度の定員増を行う予定」とある。定員増を行うにあたっては、令和3年度の計画に記載されるという解釈でよいのか。500人増がこの表にどう反映されているのか。

(山本課長)

資料5 32 ページに記載の200人増が令和2年4月、約500人増が令和3年4月ということが、39 ページの表に反映されている。一方、令和2年度の表の確保の内容は国と県が「量の見込みを充足させるプランを策定すること」を市町村に対して義務付けている。その関係から令和2年度はすでに募集が終わっており確保できる数が決まっているが、既存施設の定員変更等を多めに見込んで、令和2年度の数字を調整する必要がある。次に、令和2年から3年は総数で表では43人しか増えていないのに実際は約500人増えるのが数として見えないのは、令和2年度で定員変更を反映したものを翌年度以降で内部調整し、トータルの数値として反映されているということでご理解いただきたい。表を見る限りでは数があまり増えていかないということは、計画の当初の面において国の子育て安心プランが令和2年の待機児童を解消することに合わせて市町村のプランを調整することになっているためである。

(山口委員)

増減の仕組みは説明の通りだとは思いますが、令和3年4月までに500人まで増やすことで、この後もこのような形で、定員増が見込まれるということが、計画表からは読みとれないが、実際はそのように定員増は引き続き行っていくことで良いか。

(山本課長)

500人規模を伴うものではない。このプランはそのような形で数字を調整したが、この



プランに従って全てこの通りに施設整備をしていくものではなく、プランの目的は待機児童を解消して満足度を充実させていくことが目的のため、施設を作ることを目的とせず、39 ページの「確保の内容の考え方」のところに、「待機児童の状況に応じて」という文言を付記したが、待機児童の状況を見てこのプランの中でどのように整備していくか考えていきたい。

(佐々木委員)

以上で本日予定されていた議事はすべて終了した。ここで進行を事務局にお返しする。

#### 4 こども家庭部長挨拶

(事務局より)

次回会合の件

#### 5 閉 会